

○国立市まち・ひと・しごと創生懇話会設置要綱

平成28年 7 月13日訓令第68号

国立市まち・ひと・しごと創生懇話会設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。次条において「法」という。）第10条の規定に基づき定めた国立市まち・ひと・しごと創生総合戦略（次条において「総合戦略」という。）の推進に関して広く意見を聴くため、国立市まち・ひと・しごと創生懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会においては、委員から次に掲げる事項に係る意見を聴取する。

- (1) 総合戦略及び地方人口ビジョンに関すること。
- (2) 総合戦略に基づく施策の推進及びその効果の検証に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法第1条に規定するまち・ひと・しごと創生に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内をもって組織し、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働関係団体及びメディアの関係者並びに公募市民のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(座長及び副座長)

第5条 懇話会に座長及び副座長を置き、座長は委員の互選によりこれを定め、副座長は委員のうちから座長が指名する。

- 2 座長は、懇話会の議事の進行及び整理を行う。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集等)

第6条 懇話会は、必要に応じて市長が招集する。

- 2 懇話会において必要があると認められたときは、懇話会に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(謝礼金)

第7条 市長は、懇話会に出席した委員に対して、予算の範囲内で別に定めるところにより、謝礼金を支払うものとする。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、政策経営部政策経営課において処理する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成28年7月13日から施行する。